

市職員の懲戒処分について

平成30年4月19日付けで、懲戒処分を行いましたので公表します。

今回の不祥事につきましては、法令を遵守し、住民に範を示すべき立場にある市職員に対する信用を著しく傷つけた重大な行為と判断し、下記のとおり処分しました。

今後は、再発防止の為に組織を挙げて服務規律の徹底を図り、二度とこのような事案が発生しないよう万全を期す所存です。

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 所属部署名 | 黒木支所産業経済課 |
| 2 職 名 | 事務主査 |
| 3 年齢・性別 | 39歳・男 |
| 4 処 分 内 容 | 停職9月(平成30年4月20日から平成31年1月19日まで) |
| 5 事実の概要 | |

平成30年3月30日午後3時50分ごろ、消防団の黒木支所本部員を務めている本市職員が、火災現場に向かうため公用車を運転していたところ、対向車線を走行していたオフロードバイクが転倒して公用車に接触するという事故が発生し、その実況見分が行われるなかで、当該職員が、平成21年1月に酒気帯び運転を含む違反の累積により運転免許取消処分を受けていたこと、並びに免許取消の報告を怠り、その後9年にわたって無免許運転を繰り返していたことが発覚したものです。

6 処分の理由

法令を遵守し、住民に範を示すべき立場にある職員が、9年にわたって無免許運転を繰り返していた行為は、市職員の信用を著しく失墜する非行であることから、厳しく責任を問われなければならないと判断し、停職9月の懲戒処分といたしました。

7 関係者の処分について

管理監督者である黒木支所長、直属の課長及び係長について、文書により厳重注意を行いました。

8 再発防止策

- (1) 4月10日付けで、嘱託・臨時職員を含む全職員に対して、所属長による運転免許証の原本確認及び報告を指示しました。今後この調査は、年に2回実施します。
- (2) 4月23日に部課長全員に本件の周知を行い、交通法規に限らず、法令全般に対するコンプライアンス意識の徹底について改めて指示しました。
- (3) 7月までに、職員のコンプライアンス向上対策として、交通法規等に関する職員研修を実施します。